

メンタルパワーパートナー®協会会員規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本協会は、メンタルパワーパートナー®協会と称する。

(目的)

第 2 条 本協会は、メンタルパワーパートナー®の進歩普及活動で、メンタルコーチング、メンタルコンディショニング、ヒューマンスキルに関する促進、研究発表を図り、心と身体の健康づくりに寄与することを目的とする。

第 2 章 事業

(事業)

第 3 条 本協会は第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) メンタルコーチング・メンタルコンディショニング・ヒューマンスキルの開発
- (2) メンタルパワーパートナー®の普及・育成・認定
- (3) 資格認定制度の構築
- (4) トレーナーマネジメント及び派遣
- (5) メンタルコーチング・メンタルコンディショニング・ヒューマンスキルの学術調査
- (6) メンタルコーチング・メンタルコンディショニング・ヒューマンスキルに関するツールの開発
- (7) セミナー・シンポジウムの開催、運営
- (8) 会報誌・メール配信等の情報発信
- (9) 国内外の関連団体との交流

第 3 章 会員

(会員の種別)

第 4 条 協会の会員の種別は、スタンダード会員・プレミアム会員とする。

目的に賛同し、協会活動を支援し、協会が認めたものを会員とする。

但し、プレミアム会員は、協会規定の会費を納入する。

(会費)

第 5 条 会員になろうとするものは、次に定める手続きをとるものとする。

スタンダード会員は、所定の入会申込書を提出し会員となる。

プレミアム会員は、所定の入会申込書を提出し、入会金 5,250 円、年会費 8,400 円を納入して会員となる。

第 6 条 納入された入会金・年会費は理由の如何に問わず返還しないものとする。

(特典)

第 7 条 各種会員は以下の特典を有する。

スタンダード会員

- (1) メンタルパワーパートナー®の称号をご使用いただけます。
- (2) 一般の方も参加できるセミナーではスタンダード会員価格で受講をしていただけます。
- (3) スタンダード会員価格で MPP セミナーを再受講できます。
- (4) 会員限定セミナー・勉強会をスタンダード価格で受講できます。
- (5) メーリングリストやメール、で最新情報をお届けします。

プレミアム会員

- (1) MPP 認定メンタルコーチング以上の称号をご使用いただけます。
 - (2) 一般の方も参加できるセミナーではプレミアム会員価格で受講をしていただけます。
 - (3) プレミアム会員価格で MPP セミナーを再受講できます。
 - (4) クライアント獲得機会の提供・プロフィールの公開・HP、ブログのリンクなど認定取得後のサポートとして、会員限定セミナー・勉強会をプレミアム価格で受講できます。
 - (5) プレミアム会員限定 メールマガジンの配信
 - (6) メーリングリストやメールで最新情報をお届けします。
 - (7) メンタルパワーパートナー®協会と講師契約していただきます。
- ※トレーナートレーニング受講者以上

(退会)

第 8 条 各種会員が退会しようとする時は、退会届に会員証を添付の上、本協会宛に郵送にて提出し、退会手続きを行うものとする。

第 9 条 プレミアム会員は次の各号の一つ以上に該当するときは、その資格を失うものとする。この時、本協会に年度を越えた年会費等その他の未納金がある場合は、これを直ちに完納するものとする。

- (1) 退会
- (2) 年会費の未納が支払い期日から 3 ヶ月を越えたとき
- (3) 除名

があったとき

第 10 条 各種会員が協会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をした時は、協会の決議によりこれを除名することができる。

第 4 章 役員

(役員の種類および定数)

第 11 条 協会に次の役員を置く。

- (1) 代表理事
- (2) 理事（代表理事を含む）若干名

第 12 条 代表理事が指示し、理事会の承認を得る。

(役員の仕事)

第 13 条 代表理事は協会を代表し、会務を総括する。

第 14 条 役員任期は 2 ヶ年とし、再任を妨げない。

第 5 章 会議

(会議の種類)

第 15 条 協会の会議は、理事会とする。

(理事会)

第 16 条 理事会は、理事をもって構成する。

第 17 条 理事会は、代表理事がこれを召集し、議長を務める。

第 18 条 理事会は、次の事項を審議、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) その他重要事項

第 19 条理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第 6 章 会計

(会計)

第 20 条協会の経費は次の収入によって支出する。

(1) 会員の会費

(2) 入会金

(3) 事業費

(4) 他からの助成金及び寄付金

第 21 条協会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末とする。

第 22 条協会の総括事務担当は、事務局とする。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 23 条協会の事務を処理するために、事務局を設け、必要な職員を置くことができる。事務局の職員（理事を含む）は、代表理事が任命する。

(事務局所在地)

第 24 条事務局を兵庫県神戸市垂水区高丸 2 丁目 1 番 36 号に置く。

第 7 章付則

第 25 条この会則は、平成 25 年 4 月 8 日から施行する。

以上

平成 25 年 4 月 8 日施行